

令和元年 8 月豪雨及び 9 月 台風災害に関する緊急要望

令和元年 10 月 8 日

全 国 町 村 会

令和元年 8 月豪雨及び 9 月台風災害に関する緊急要望

8月の佐賀県等九州北部を中心とした豪雨災害、9月の台風15号による千葉県、東京都島しょ部等での猛烈な風水害など、大災害が頻発している。

これらの災害では、各地において記録的な雨量・風速が観測され、河川の氾濫や家屋の屋根損壊が多数発生し、多くの住民が今も避難生活を余儀なくされている。

佐賀県大町町においては、農地、商店街、住家等の広範囲に及ぶ浸水に加え、工場からの油流出により、速やかな溢水排除が困難な状況となり、長期間油を含んだ滞水が生じ、家屋が油臭や床上浸水に晒される結果となった。

また、千葉県鋸南町をはじめ千葉県内の町村、並びに東京都大島町をはじめ島しょ町村においては、暴風雨により、屋根の損壊が多数発生するとともに、その後の雨で家屋が浸水し、また、長期間の停電・断水・通信網不通により、住民生活や地域の産業経済に甚大な被害が発生している。

この間、消防、警察、自衛隊による広域応援や政府による救援活動、物資・人的支援など、各般のご支援をいただいているところであるが、被災町村においては、これまでにない広範かつ甚大な被害に加え、町村の人員や財政基盤は極めて脆弱であり、また、中山間地域や離島などの地域事情を抱えた町村もあることから、国による格別の支援が必要とされている。

よって国においては、現下の被災地域の状況にかんがみ、また、今後の台風・大雨等による被害の拡大を防止するため、下記の項目について万全の措置を講じるとともに、このうち特に補正予算等が必要となるものについては早急に措置いただくよう、強く要望する。

記

1. 被災者生活支援について

不安を抱える中、避難を余儀なくされている住民の生活支援等を行うため、引き続き自衛隊や国の職員などによる幅広い支援を継続すること。

また、被災した全ての地域において、人口規模に関わらず等しく被災者生活支援制度を弾力的に幅広く適用するとともに、災害救助に係る応急費等や災害援護

資金貸付金等の支援を拡充することで、日常生活に大きな支障が生じないよう支援すること。

被災者生活再建支援法などの支援策の適用要件について、「半壊」「一部損壊」なども対象に加えることで、早期の生活再建に資するようにすること。

被災者の生活再建の第一歩となる罹災証明書発行のための被害家屋の調査については、専門知識が必要となることから、早期発行が可能となるよう人員派遣の充実策について検討すること。

2. 激甚災害の早期指定について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害(本激)の指定を早期に行うこと。また、「激甚災害」に指定されなかった場合においても、被害状況に応じた財政援助及び助成措置について特段に配慮すること。

3. 大規模停電対策について

鉄塔・電柱倒壊や倒木などによる停電、通信途絶、断水など最重要のライフラインが失われ、災害対応及び住民生活、地域の産業経済に多大の影響が生じたことから、今後こうした事態が発生することがないように、関係機関・事業者等による対策促進について、国において必要な措置を講ずること。

また、それでもなお不測の事態より、大規模停電が発生した場合の早期の復旧対策については、この度の災害の教訓を踏まえ、災害発生時の被災状況の迅速な把握と情報共有を行い、電力会社のほか関係機関が連携協力し、一日も早い復旧にあたる体制構築を確立すること。この間、孤立する被災住民へのきめ細かいサポートについても、広域応援・救援体制の構築等により、万全の対応を行えるようにすること。

4. 農林漁業・商工業への支援について

甚大な被害を受けた農林漁業や商工業については、被災した生産施設や商業施設等の応急対策や復旧、事業再開に向けた特段の対策を講じること。

とりわけ、営農等の再開が困難な農林漁業者等に対しては、生活再建を最優先に被災者に寄り添った支援策を講じること。

また、商工業者に対しては、激甚災害の種類の種類にかかわらず、「中小企業

等グループ施設等復旧整備補助事業」を適用すること。

5. 低平地対策及び油流出対策の徹底などについて

低平地においては、海の潮汐の影響を大きく受け、大雨洪水時は特に自然排水が困難となるため、抜本的な排水対策などを講じること。

また、工場からの油流出は、洪水被害の長期化・悪化を招き、農産物等への影響も大きく、国においても風評被害対策に万全を期することともに、今後、同様な油流出事故が生じないよう万全な対策を講じること。

6. 公共土木施設・公共施設、医療施設・福祉施設等の災害復旧について

公共土木施設、農業用施設の災害査定を迅速かつ柔軟に実施するとともに、十分な事業費を確保することとともに、災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保・対象拡大並びに、償還金に対する交付税措置の拡充を行うこと。

また、災害復旧事業の実施にあたっては、現状復旧だけでなく、再び災害が生じないよう事前防災の視点も入れ、改良復旧を積極的に推進すること。

特に、ボタ山の崩壊防止対策に万全を期すること。

医療施設・社会福祉施設・学校教育施設等も甚大な被害が発生しており、早期復旧・再開できるよう必要な支援を行うこと。

7. 災害廃棄物の処理について

膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早急に処分するため、被災市町村の費用負担について十分な財政措置を講じること。

また、災害に伴って発生した海上漂流物・海岸漂着物・海底堆積物の回収、処分についても必要な支援を行うこと。

8. 地方交付税等の財政支援について

被災町村の財政負担の急増に対処するため、特別交付税による財政措置を講じること。

令和元年 10 月 8 日

全国町村会長

荒木 泰臣

